



平成 28 年 6 月 15 日

各 位

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ  
代表者名 代表取締役社長 長 井 啓  
(コード番号 : 6324 )  
問合せ先 執行役員 上 條 和 俊  
TEL. 03-5471-7810

(訂正・数値データ訂正)

「平成 28 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について

平成 28 年 5 月 13 日に発表いたしました「平成 28 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」につきまして、一部訂正すべき事項がありましたので、下記の通りお知らせいたします。訂正箇所には下線を付しております。また、数値データにも訂正がありましたので訂正後の数値データも送信いたします。

記

#### 1. 訂正の理由

「平成 28 年 3 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表後に、記載内容の一部に誤りがあることが判明しましたので、訂正するものです。

## 2. 訂正の内容

### ■添付資料 15 ページ

#### 4. 連結財務諸表

##### (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

#### <訂正前>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,878,073	△4,286,826
有形固定資産の売却による収入	7,776	2,387
無形固定資産の取得による支出	△64,330	△72,019
定期預金の預入による支出	△1,708,795	1,500
定期預金の払戻による収入	1,595,000	△2,046,559
敷金及び保証金の差入による支出	△11,079	1,995,979
敷金及び保証金の回収による収入	1,154	△25,763
短期貸付けによる支出	-	7,118
短期貸付金の回収による収入	170	172
長期貸付金の回収による収入	166	-
その他	△45,882	30,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,103,894	△4,394,009

#### <訂正後>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,878,073	△4,286,826
有形固定資産の売却による収入	7,776	2,387
無形固定資産の取得による支出	△64,330	△72,019
投資有価証券の売却による収入	-	1,500
定期預金の預入による支出	△1,708,795	△2,046,559
定期預金の払戻による収入	1,595,000	1,995,979
敷金及び保証金の差入による支出	△11,079	△25,763
敷金及び保証金の回収による収入	1,154	7,118
短期貸付金の回収による収入	170	172
長期貸付金の回収による収入	166	-
その他	△45,882	30,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,103,894	△4,394,009

■添付資料 29 ページ

4. 連結財務諸表

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(税効果会計関係)

<訂正前>

3 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までのものは 32.8%、平成 29 年 4 月 1 日以降のものについては 32.1%から、30.7%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が 78,164 千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が 7,249 千円、その他有価証券評価差額金額が 83,777 千円、退職給付に係る調整累計額が 1,636 千円それぞれ増加しております。

<訂正後>

3 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の 32.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.7%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものについては 30.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が 92,684 千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が 7,271 千円減少し、その他有価証券評価差額金額が 83,777 千円、退職給付に係る調整累計額が 1,636 千円それぞれ増加しております。

以上